

埼玉県指定難病専門審査員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県指定難病専門審査員（以下「専門審査員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 難病の患者に対する医療費助成に関する事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門審査員を置く。

(構成)

第3条 専門審査員は、20名以内で組織する。

2 専門審査員は、難病医療に関し学識経験を有する医師のうちから、保健医療部長が選任する。

(任期)

第4条 専門審査員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の専門審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第5条 専門審査員は、次の各事項（以下「審査事案」という。）について、医学的所見を述べるものとする。

- (1) 公費負担の対象となる疾患の認定に関すること。
- (2) 公費負担における負担上限月額に係る重症患者等の認定に関すること。
- (3) 療養費請求に係る審査の一部に関すること。
- (4) その他関連する事項として知事が必要と認めたこと。

(専門審査員の定例の審査)

第6条 専門審査員は、保健医療部長から提示された審査事案について専門審査員がそれぞれ専門分野とする事案の審査を行い、医学的所見を述べるものとする。

2 前項の規定に基づく審査は、原則として毎月第1金曜日に行うものとする。

(会議)

第7条 保健医療部長は、審査事案に関し必要と認めるときは、専門審査員が一堂に会する会議（以下「会議」という。）を開催することができる。

(会議の議長等)

第8条 会議は、保健医療部疾病対策課長がその議長となる。

2 会議は、専門審査員の過半数の出席がなければ開くことができないものとする。

(会議における学識経験者等の出席)

第9条 会議は、保健医療部長が必要と認めるときは、難病医療に関し学識経験者その他関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 専門審査員及び会議に関する庶務は、保健医療部疾病対策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、専門審査員及び会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。